

デジタル版の利用方法について

1. 現状と課題

標準フィルムは大角サイズ（356×356mm）で出版されていたが、デジタル版は電子媒体（CD-ROM 等）又はインターネットを通じて提供できる可能性がある。

また、デジタル版が新たに作成されても、機器の要件によって利用できる施設が限定されると、当面の間、デジタル版と標準フィルムを使い分ける必要が生じる。

これらを踏まえ、デジタル版が作成された後の利用方法について、予め検討しておく必要がある。

2. デジタル版作成後の利用方法（案）

(1) 対応要件を満たす機器（資料3）を備えた施設

- 電子媒体またはインターネットを通じて取得したデジタル版を用いて、モニターまたはフィルムで受診者の写真と比較する。
- じん肺管理区分申請時は、フィルム出力された写真を提出する。

※ じん肺管理区分の申請に適した画像を得るために、エックス線画像の撮影、モニターでの表示およびフィルム出力の各段階において、標準的な規格に準拠していることを随時確認する。

(2) (1)に該当しない施設

- 現行どおり、標準フィルムを用いて、撮影条件を限定した CR または DR 写真と比較する。

(3) 厚生労働省（本省・都道府県労働局）

- 標準フィルムと、フィルム出力されたデジタル版の両者を備え、申請者から提出された写真の種類に応じて使い分ける。